

第 1 9 7 回 総 会

南 部 町 農 業 委 員 会 会 議 録

令 和 3 年 12 月 15 日 開 催

南 部 町 農 業 委 員 会

第197回南部町農業委員会総会会議録

1. 開会年月日 令和3年12月15日(水) 午後3時02分

2. 閉会年月日 令和3年12月15日(水) 午後3時23分

3. 開催場所 南部町役場

4. 出席委員(13人)

会長	9番	中村文男	
会長職務代理	2番	川守田雄一	
委員	1番	工藤信仁	3番 赤石敏文
	4番	佐々木一雄	5番 梅内勝治
	7番	山田憲幸	10番 坂本誠治
	11番	滝田信彦	12番 蹴揚福男
	13番	河守田雄一	14番 石橋薫
	16番	堀内重男	

5. 欠席委員(2人)

6番 坂本重悦 8番 三浦恵美子

6. 会議書記

事務局長	夏堀勝徳
主幹	小田原孝治
総括主査	佐藤弓孔

7. 会議日程

日程第1 会議録署名委員の氏名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 報告第9号 貸貸借合意解約書の受理について
日程第5 報告第10号 使用貸借合意解約書の受理について
日程第6 議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第7 議案第32号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
日程第8 議案第33号 令和4年農作業標準貸金・標準料金の設定について

議 長	<p>はじめに、始礼を行います。</p> <p>・起立 ・礼 ・直れ</p> <p>農業委員会憲章の唱和を行います。</p> <p>4 番 佐々木一雄 委員の音頭で行います。</p> <p>よろしくお祈いします。</p> <p>(全員、憲章を唱和)</p>
議 長	<p>ご着席ください。</p>
事務局長	<p>ただいまから第 197 回南部町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>はじめに、中村会長よりごあいさつをお願いいたします。</p>
議 長	<p>「あいさつ」</p>
事務局長	<p>本日、6 番 坂本 重悦 委員、8 番 三浦 恵美子 委員より欠席の旨の連絡がありました。出席委員は 13 名で、委員定数に達しておりますので、第 196 回総会は成立しております。</p> <p>それでは、南部町農業委員会会議規則第 7 条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は中村会長をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後 3 時 2 分)</p>
議 長	<p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>本日の会議日程は、ご配布のとおりです。</p> <p>日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、会議規則第 16 条第 1 項の規定により、議長が指名します。</p> <p>12 番 蹴揚福男 委員</p> <p>13 番 河守田雄一 委員を指名いたします。</p>
議 長	<p>次に、日程第 2 会期の決定を議題にします。</p> <p>本総会の会期は、本日 1 日にしたいと思ひます。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、会期を本日 1 日に決定いたします。</p>

議 長	<p>次に、日程第3 諸般の報告をします。</p> <p>諸般の報告については、ご配布のとおりです。</p> <p>朗読は省略します。</p> <p>次に、日程第4 報告第9号「賃貸借合意解約書の受理について」を報告いたします。</p> <p>報告の説明を求めます。</p> <p>小田原主幹</p>
小田原主幹	<p>報告第9号について、説明いたします。</p> <p>農用地利用配分計画並びに農用地利用集積計画により賃貸借をした契約について、貸付人と借受人の合意による解約書を受理したので報告するもので、3件であります。</p> <p>農地の所在、地目、面積、貸付人の氏名及び借受人の住所・氏名は報告書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番の合意解約の内容ですが、賃貸借の契約期間は平成30年12月13日から令和10年12月12日まででした。</p> <p>今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日、土地の引き渡しの時期は令和3年11月12日で合意解約の条件は「なし」であります。</p> <p>番号2番の合意解約の内容ですが、賃貸借の契約期間は平成31年4月1日から6年3月31日まででした。</p> <p>今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日は令和3年11月24日で、土地の引き渡しの時期は令和3年11月25日、合意解約の条件は「なし」であります。</p> <p>番号3番の合意解約の内容ですが、賃貸借の契約期間は平成31年4月1日から令和6年3月31日まででした。</p> <p>今回、合意解約をする日、合意解約が成立する日は令和4年3月30日で、土地の引き渡しの時期は令和4年3月31日、合意解約の条件は「なし」であります。</p>
議 長	<p>次に、日程第5 報告第10号「使用貸借合意解約書の受理について」を報告いたします。</p> <p>報告の説明を求めます。</p> <p>小田原主幹</p>
小田原主幹	<p>報告第10号について、説明いたします。</p> <p>農地法により使用貸借をした契約について、貸付人と借受人の合意による解約書を受理したので報告するもので、1件であります。</p> <p>農地の所在、地目、面積、貸付人の氏名及び借受人の住所・氏名は報告書に記載のとおりです。</p>

小田原主幹	<p>番号1番の合意解約の内容ですが、使用貸借の契約期間は平成26年5月22日から令和6年5月21日まででした。</p> <p>今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日、土地の引き渡しの時期は令和3年11月18日で、合意解約の条件は「なし」であります。</p>
議 長	<p>次に、日程第6 議案第31号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>小田原主幹</p>
小田原主幹	<p>議案第31号について、説明いたします。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請は4件で、所有権の移転に関するものです。</p> <p>調査内容及び詳細については、農地調査員から説明していただきます。</p>
議 長	<p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p> <p>四戸 正子 調査員</p>
四戸調査員	<p>農地利用最適化推進委員7番 四戸から説明いたします。</p> <p>去る12月2日、川守田 雄一 農業委員と南部町役場2階会議室において、議案第31号について、調査を行いましたので説明します。</p> <p>議案第31号についてですが、農地法第3条第2項に掲げる許可できない基準の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人、譲受人の氏名・住所、経営面積、稼働人員は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番の申請理由は、譲受人が河川改修事業により所有農地が減となったことから代替地として取得するものです。</p> <p>番号2番の申請理由は、譲受人が贈与を受けて引き続き営農するため、申請地を取得するものです。</p> <p>番号3番から番号4番の申請理由は、譲受人が農業経営規模を拡大するため、申請地を取得するものです。</p> <p>調査の結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>議案第31号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>

議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>議案第 31 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第 7 議案第 32 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。</p> <p>ここでは、5 番 梅内 勝治 委員が借受人となっている事案が含まれていますので、農業委員会法第 24 条の規定に基づき、議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">—— 梅内委員退席 ——</p> <p style="text-align: right;">(午後 3 時 11 分退席)</p>
議 長	<p>議案の朗読と説明を求めます。</p> <p>小田原主幹</p>
小田原主幹	<p>議案第 32 号について、説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による案件は、14 件です。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項で規定する「耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる」の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の氏名・住所、経営面積は議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号 1 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 2,385 円です。</p> <p>番号 2 番の利用目的は畑、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 2,626 円です。</p> <p>番号 3 番の利用目的は畑、期間は 10 年 3 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 9,124 円です。</p> <p>番号 4 番の利用目的は畑、期間は 10 年 3 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 8,578 円です。</p> <p>番号 5 番から番号 7 番の利用目的は田、期間は 5 年、使用貸借による権利設定です。</p> <p>番号 8 番の利用目的は田、期間は 10 年 3 ヶ月、使用貸借による権利設定です。</p> <p>番号 9 番の利用目的は田、期間は 10 年、使用貸借による権利設定です。</p> <p>番号 10 番の利用目的は田、期間は 10 年 3 ヶ月、使用貸借による権利設定です。</p> <p>番号 11 番から番号 12 番の利用目的は畑、期間は 10 年 3 ヶ月、使用貸借による権利設</p>

小田原主幹	<p>定です。</p> <p>番号 13 番の利用目的は田、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,960 円です。</p> <p>番号 14 番の利用目的は畑、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 9,991 円です。</p> <p>以上、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議 長	<p>議案第 32 号について、ご異議ありませんか。</p>
議 長	<p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>ここで、梅内委員の入室を求めます。</p>
議 長	<p style="text-align: center;">—— 梅内委員入室 ——</p> <p style="text-align: right;">(午後 3 時 16 分着席)</p> <p>よって、議案第 32 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p>
小田原主幹	<p>次に、日程第 8 議案第 33 号「令和 4 年農作業標準賃金・標準料金の設定について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>小田原主幹</p> <p>議案第 33 号について、説明いたします。</p> <p>今年 10 月に、青森県最低賃金の改正が行われ、1 時間当たり 793 円から 29 円引き上げし、822 円となりました。</p> <p>本委員会で設定している令和 3 年の標準額は 793 円で、青森県最低賃金より 29 円下回る額となることから、議案書に記載のとおり、令和 4 年の農作業標準賃金の額を改正するものです。</p> <p>令和 4 年の標準賃金は、人力の部、りんご剪定以外田植え等が 6,400 円から 200 円引き上げし 6,600 円となります。</p> <p>りんご剪定は 9,600 円から 300 円引き上げし、9,900 円となります。</p> <p>また、割増料についてですが、田植え等、一般畑作業が 1,000 円から 30 円引き上げし、1,030 円となり、リンゴ剪定が 1,490 円から 60 円引き上げし 1,550 円となります。</p> <p>また、機械作業による標準料金については、据え置きとなります。これらの価格については 11 月 22 日に当町、三戸町、田子町の 3 町で価格についての協議が行われ、3 町統一</p>

小田原主 幹	<p>した価格となっております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>議案第 33 号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 33 号「令和 4 年農作業標準賃金・標準料金の設定について」については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>以上で、本日の日程は全部終了いたしました。</p> <p>第 197 回南部町農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>ごくろうさまでした。</p> <p style="text-align: right;">(午後 3 時 23 分)</p> <p>終礼を行います。</p> <p style="text-align: center;">・起立 ・礼 ・直れ ・着席</p>

上記のとおり、会議のてん末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 3 年 12 月 15 日

南部町農業委員会会長

南部町農業委員会委員

南部町農業委員会委員